

不可抗力について

○ 不可抗力（広辞苑第6版）

- ① 天災地変のように人力ではどうすることもできないこと。
- ② [法]外部から生じた障害で通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないもの。

○ 不可抗力が法律中で用いられている例は約 30 例あり、「天災その他の不可抗力」として用いられている例が多い。法令上、不可抗力の意義を定義しているものはない。

・建設業法

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～五（略）

六 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

七～十四（略）

【解説】

「天災その他不可抗力」とは、台風、地震、豪雨等人力をもってしては防ぐことのできない異常な災害、その他社会通念上可能な限りの防止措置を講じても抗することのできない事故等で注文者及び請負人の双方の責に帰すことのできないものをいう。

（出典：「建設業法解説 改訂9版」 建設業法研究会編著 大成出版社 2001年）

・民法

第二百七十四条 永小作人は、不可抗力により収益について損失を受けたときであっても、小作料の免除又は減額を請求することができない。

第二百七十五条 永小作人は、不可抗力によって、引き続き三年以上全く収益を得ず、又は五年以上小作料より少ない収益を得たときは、その権利を放棄することができる。

第三百四十八条 質権者は、その権利の存続期間内において、自己の責任で、質物について、転質をすることができる。この場合において、転質をしたことによって生じた損失については、不可抗力によるものであっても、その責任を負う。

第四百十九条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法

定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

2 (略)

3 第一項の損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。

第六百九条 収益を目的とする土地の賃借人は、不可抗力によって賃料より少ない収益を得たときは、その収益の額に至るまで、賃料の減額を請求することができる。ただし、宅地の賃貸借については、この限りでない。

第六百十条 前条の場合において、同条の賃借人は、不可抗力によって引き続き二年以上賃料より少ない収益を得たときは、契約の解除をすることができる。

・手形法

第五十四条 法定ノ期間内ニ於ケル為替手形ノ呈示又ハ拒絶証書ノ作成ガ避クベカラザル障碍 (国ノ法令ニ依ル禁制其ノ他ノ不可抗力) ニ因リテ妨ゲラレタルトキハ其ノ期間ヲ伸長ス

2～6 (略)

【解説】

不可抗力とは、手形上の権利の保全手続を妨げる外部的な出来事で、合理的にみてその発生を避けることができないものを意味する。従って、地震・洪水・ストライキ・戦争・変乱のような一般的事変のほか、孤島への交通杜絶のような個人的事変を含むが、所持人又は所持人が手形の呈示又は拒絶証書の作成を委任した者の単なる人的事故(疫病の如し)は不可抗力とはならない。

(出典：「法律学全集 32 手形法・小切手法」 鈴木武雄著 有斐閣 1959年)

天災等の基準

(国土交通省が発注する従来型公共工事の例)

国土交通省関東地方整備局が定めた「土木工事共通仕様書」(平成 21 年 4 月改定)には、天災等の基準について以下のように記述されている。(第 1 編共通編 第 1 章 総則 第 1 節総則)

1-1-38 不可抗力による損害

1. 請負者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 29 条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに工事災害通知書により監督職員に報告するものとする。

2. 契約書第 29 条第 1 項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

(2) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。

① 24 時間雨量 (任意の連続 24 時間における雨量をいう。) が 80mm 以上

② 1 時間雨量 (任意の 60 分における雨量をいう。) が 20mm 以上

③ 連続雨量 (任意の 72 時間における雨量をいう。) が 150mm 以上

④ その他設計図書で定めた基準

(3) 強風に起因する場合

最大風速 (10 分間の平均風速で最大のものをいう。) が 15m/秒以上あった場合

(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合

(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3. 契約書第 29 条第 2 項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 26 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等請負者の責によるとされるものをいう。

※工事請負契約書第 29 条 (抜粋)

(不可抗力による損害)

第 29 条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で甲乙双方の責に帰することができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2～6 (略)

事業者の帰責事由による契約解除の際の違約金等について

【供用開始前（施設引渡し前）の解除】

○違約金超過額についての損害賠償請求権を定めていない（すなわち、違約金の額が損害賠償額の予定となる。）事業契約書には、以下のような例がある。

- ・ 千葉市新港学校給食センター整備事業（千葉市）
- ・ 西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)整備事業（埼玉県・川越市）

○違約金の額を施設整備費の10%相当額と定めた上で、さらに、管理者等の実損害額が違約金の額を超える場合は、その超過額を損害賠償請求できる旨を定めている事業契約書には、以下のような例がある。

- ・ 公立学校耐震化PFIマニュアル（文部科学省）
- ・ PFI事業における事業契約書例（国土交通省）
- ※「10%相当額」のところは空欄となっている（事業毎に設定）。
- ・ 公務員宿舎朝霞住宅(仮称)整備事業（財務省関東財務局）
- ・ 東京税関大井出張所(仮称)整備等事業（国土交通省関東地方整備局）
- ・ 東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業（国土交通省関東地方整備局）
- ・ 島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業（法務省）
- ・ (仮称)仙台市新野村学校給食センター整備事業（仙台市）
- ・ 川井浄水場再整備事業（横浜市）

【供用開始後（施設引渡し後）の解除】

○違約金の額は、事業契約書毎に異なっている。

①維持管理運営に係るサービス対価の「残額」の一定割合

- ・ PFI事業における事業契約書例（国土交通省）
- ・ 東京税関大井出張所(仮称)整備等事業（国土交通省関東地方整備局）
- ・ 東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業（国土交通省関東地方整備局）
- ・ (仮称)仙台市新野村学校給食センター整備事業（仙台市）
- ・ 川井浄水場再整備事業（横浜市）

②維持管理運営に係るサービス対価の「総額」の一定割合

- ・ 公務員宿舎朝霞住宅(仮称)整備事業（財務省関東財務局）

③維持管理運営に係るサービス対価の「1年分」の一定割合

- ・ 公立学校耐震化PFIマニュアル（文部科学省）
- ・ 西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)整備事業（埼玉県・川越市）

④その他

- ・島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業（法務省）

※解除時点における融資金融機関の貸付残高の3%相当額

- ・千葉市新港学校給食センター整備事業（千葉市）

※以下の計算式により算出される額の9分の1を超える額

$$\left(\text{「本件施設」の「初期投資費用」} \times \frac{\text{「運営期間」中の暦日の残存日数の合計}}{\text{「運営期間」中の暦日の日数の合計}} \right) \times 0.9$$

○「千葉市新港学校給食センター整備事業」（千葉市）については、違約金超過額についての損害賠償請求が定めていない（すなわち、違約金の額が損害賠償額の予定となる。）。

○上の違約金の額を定めている10事業のうち「千葉市新港学校給食センター整備事業」（千葉市）以外の9事業については、違約金超過額についての損害賠償請求権について規定している。

例：東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業 事業契約書(案)（抜粋）

（違約金等）

第84条 第76条各項の規定により本契約が解除された場合、事業者は、次の各号に従い、当該各号に定める額を違約金として国の指定する期限までに支払わなければならない。

- 一 対象施設等の引渡し前に解除された場合

施設費のうち的设计費及び工事費の総額の10パーセントに相当する額

- 二 対象施設等の引渡し後に解除された場合

維持管理費の残額の10パーセントに相当する額

- 三 各大規模補修工事中に解除された場合

二に加え、各大規模補修工事費の総額の10パーセントに相当する額

- 2 前項第一号及び第三号の場合において、国は、履行保証保険契約の保険金をもって違約金に充当することができるものとする。

- 3 第1項の場合において、事業者は、解除に起因して国が被った損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を国の請求に基づき、支払わなければならない。

- 4 第78条の規定により本契約が解除された場合、事業者は、国に対して、当該終了により被った損害の賠償を請求することができるものとする。

※第76条 : 事業者の事由による解除

※第78条 : 国の事由による解除

契約に関するガイドライン（抜粋）

5-5 違約金

3. 違約金の支払い額

（施設の完工前）

- ・施設完工前の選定事業者の帰責事由による解除時に、選定事業者が管理者等に支払う違約金の額の設定については、標準約款第47条第2項の規定における〔注〕を参考として、建設工事費相当の対価の額の100分の10（場合によっては100分の20）に相当する額とする考え方などがある。

（施設の完工後）

- ・施設完工後の選定事業者の帰責事由による解除時に、選定事業者が管理者等に支払う違約金の額については以下に示す例などがある。
 - 1) 選定事業者が負担した建設工事費のうちの残額及びこれにかかる支払利息相当の合計額のうち100分の10（場合によっては100分の20）に相当する額等、建設工事費のうちの残額の一定割合を違約金とする考え方。
 - 2) 残存契約期間に対応する維持・管理費及び運営費の相当の対価の100分の10（場合によっては100分の20）に相当する額、解除された事業年度1年間分の維持・管理費及び運営費相当の対価の100分の10（場合によっては100分の20）に相当する額等、選定事業者に支払われる予定であった維持・管理費及び運営費の一定割合を違約金とする考え方。
- ・違約金の額の設定にあたっては、①選定事業の内容等により解除によって管理者等が被る損害額の見込み額が異なること、②額が過小な場合には選定事業者に対する事業継続への経済的動機付けが小さくなる一方、額が過大な場合には選定事業の資金調達費用が高まり、これが契約金額に転嫁される結果ともなり得ること等にも留意して、適正な額を設定する必要がある。
- ・また、違約金の額の設定について、解除時の残存契約期間に応じて設定するという考え方においては、上記2)前段のように残存契約期間に応じて違約金の額を低減させる場合、契約期間の初期の段階により高い違約金の額が設定されるため、一般に利益を生みにくい初期の段階に選定事業者に対して契約上の義務の履行に相対的に強い経済的動機付けを与えることができる一方、融資金融機関等による融資の範囲を狭める可能性があることに留意が必要である。

4. 違約金と損害賠償額との関係

- ・違約金と損害賠償額との関係について規定される。違約金が損害賠償額の予定ではない旨が契約書上明確にされない場合、違約金は損害賠償額の予定であると推定され（民法第420条第3項）、裁判所は違約金以上の金額を管理者等が被った損害額として認定することはない（同条1項）。したがって、この場合における法的効果は、管理者等が被った実損害額が違約金の額を超えたことを挙証しても裁判所がその超過額を損害として認定することはないが、逆に、損害の発生及びその額を証

明せずに予定賠償額を請求することができるので、管理者等は損害賠償請求の困難を排除することができることである。また、場合によっては多額になりうる賠償を限定することは、選定事業者のリスク計算を容易にし、これが、選定事業者の事業に要する費用に影響を与え、ひいては契約価格にも影響を与える可能性がある点に留意が必要である。

- ・ もつとも、違約金を損害賠償額の予定としない旨をPFI事業契約書上明確にしたうえで、管理者等が被った実損害額が違約金の額を超える場合、管理者等は、別途超過額について選定事業者に追徴することができる旨の規定を置くこともできる。

(関連：5－4解除の効力)

公共工事標準請負契約約款（抜粋）

（甲の解除権）

第四十七条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 二 その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- 三 第十条第一項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 五 第四十九条第一項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の一〇分の〇に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

注 〇の部分には、たとえば、一と記入する。

3 前項の場合において、第四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

注 第三項は、第四条（A）を使用する場合に使用する。

注）「公共工事標準請負契約約款の解説」では、この条項に関して以下のように解説されている。

6 違約金

第2項は、第1項の規定により契約が解除された場合における請負者の違約金支払義務を規定したものである。法定解除あるいは約定解除の場合には、民法第545条第3項において、損害賠償の請求も行えることを規定しており、本項は、これを踏まえて、請負代金額の一定割合（例えば、1/10）の違約金の支払いを特約している。この違約金の定めは、民法第420条第3項の規定を待つまでもなく、損害賠償額の予定である。損害賠償額の予定とは、損害の有無、損害賠償額の算定が容易でないことから、債務不履行があれば、債務者の過失の有無、実損害の額を問わずに債務者に予定の賠償額を支払わせることである。したがって、仮に実損害が違約金の額より大きくても、発注者は、違約金を超える額を請求することはできない。

注）民法第420条

（賠償額の予定）

第四百二十条 当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる。この場合において、裁判所は、その額を増減することができない。

- 2 賠償額の予定は、履行の請求又は解除権の行使を妨げない。
- 3 違約金は、賠償額の予定と推定する。

P F I 事業契約の条項例（案）（抜粋）

（管理者等の解除権）

第五十一条 管理者等は、選定事業者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

一 管理者等が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、正当な理由なく、設計又は建設工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は建設工事に着手しないとき。

二 （A）管理者等が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、選定事業者の責に帰すべき事由により P F I 施設の引渡しが行われないうち又は引渡予定日経過後相当の期間内に P F I 施設を引き渡す見込みが明らかでないとき認められるとき。

（B）管理者等が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、選定事業者の責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。

三 維持管理・運營業務について業務要求水準書に従った義務の履行を行わない場合であって、別に定めるところにより管理者等がこの契約を解除する権利を取得するに至ったとき。

四 その破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の開始その他これらに類似する倒産手続の開始を取締役会において決議したとき又は第三者の申立てによって当該手続が開始されたとき。

五 この事業の遂行を放棄し、当該状態が〇日以上継続したとき。

六 第三十五条第一項の業務日誌又は同条第二項の業務報告書に重要な事項についての虚偽の記載をしたとき。

七 第五十三条又は第五十四条第三項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、管理者等が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、この契約上の義務に違反し、かつ、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、選定事業者は、次の各号に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる額を違約金として管理者等の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第二十九条第五項に規定する完工確認書の交付前に解除された場合

施設整備に係るサービス対価（施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額のサービス対価を除き、消費税及び地方消費税相当額を含む金〇円）の10分の〇に相当する額

二 第二十九条第五項に規定する完工確認書の交付後に解除された場合

維持管理・運営に係るサービス対価のうち残存期間に相当する額（消費税及び地方消費税相当額を含む金〇円）の10分の〇に相当する額

(注1) 第一項第二号の(A)はBTO方式の事業、(B)はBOT方式の事業を前提としている。なお、運營業務の開始予定日が重視される事業では、これらに代えて、「管理者等が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、選定事業者の責に帰すべき事由により運営開始予定日に運営が開始されないとき又は運営開始予定日経過後相当の期間内に運営が開始される見込みが明らかでないとき」とすることも考えられる。

(注2) 第一項第三号の「別に定めるところ」では、モニタリングにおける減額措置や支払留保措置を講じつつ、選定事業者の義務違反の程度に応じ、改善計画書の提出、是正期間の設定等を行うことが考えられる。

(注3) 第二項第二号については、建設工事費残額の一定割合、解除された事業年度1年分の維持管理・運営費に係るサービス対価の一定割合又は維持管理・運営費に係るサービス対価総額の一定割合とすることも考えられる。事業内容及び建設工事費、維持管理・運営費等のサービス対価の額に応じて判断する必要がある。

(注4) 次の規定を第三項として設けることも考えられる。

3 選定事業者は、第一項に基づく解除により管理者等が受けた損害額が前項の違約金の額を上回るときは、その差額を管理者等の請求に基づき支払わなければならない。

第三者に及ぼした損害について

1. PFI 事業契約の条項例（案）における関連規定

（近隣住民に対する説明及び環境対策）

第十四条 選定事業者は、その責任及び費用負担において、近隣住民に対して、PFI 施設に係る工事に関する説明を行わなければならない。

2 選定事業者は、その責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶その他の PFI 施設に係る工事が近隣住民の生活環境に与える影響を調査し、合理的な範囲で必要な対策を行わなければならない。

3 選定事業者は、第一項の説明又は前項の対策を行おうとするときは、あらかじめ、その概要を管理者等に報告しなければならない。

4 管理者等は、前項の報告で第一項の説明に係るものを受けた場合において必要があると認めるときは、選定事業者が行う説明に協力するものとする。

5 選定事業者は、第一項の説明又は第二項の対策を行ったときは、その結果を管理者等に報告しなければならない。

（注）事業の実施自体に関する近隣住民に対する説明は、管理者等に責任がある。

（PFI 施設の建設）

第十七条 選定事業者は、その責任及び費用負担において、施工方法を定め、この契約、関係図書及び第十五条第三項の確認を受けた設計図書に従い、PFI 施設の建設を行わなければならない。

2 選定事業者は、業務要求水準書の定めるところにより、建設工事開始前に施工計画書その他必要な書類を管理者等に提出しなければならない。

3 選定事業者は、業務要求水準書の定めるところにより、工事記録を整備しなければならない。

（注）第二項の「その他必要な書類」では、工程表、月間工程表、週間工程表等事業に応じた必要な書類を規定する。

（第三者に及ぼした損害）

第二十五条（A）工事の施工について第三者に損害を及ぼしたとき（工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときを含む。）は、選定事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち管理者等の責に帰すべき事由により生じたものについては、管理者等が負担する。

2 前項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合に

においては、管理者等と選定事業者が協力してその解決に当たるものとする。
第二十五条（B）工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、選定事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち管理者等の責に帰すべき事由により生じたものについては、管理者等が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、管理者等がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき選定事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、選定事業者が負担する。

3 前二項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、管理者等と選定事業者が協力してその解決に当たるものとする。

（注）（A）（B）いずれの考え方が選定事業にふさわしいかを検討し、適切に規定する。

（第三者に及ぼした損害）

第三十六条 選定事業者が維持管理・運營業務について第三者に損害を及ぼしたときは、選定事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち管理者等の責に帰すべき事由により生じたものについては、管理者等が負担する。

（注）維持管理・運營業務の実施に伴い通常避けることができない騒音等の理由により第三者に損害を及ぼした場合の賠償責任について、適切に規定する。

2. 契約に関するガイドラインにおける記述

2-2-8 第三者に与える損害（設計、建設段階）

1. 概要

- ・選定事業者が行う施設の建設工事により第三者に与える損害等については、選定事業者がそれを負担する旨規定される。但し、当該損害のうち管理者等の責めに帰すべき事由により生じた損害等については、管理者等がこれを負担する旨規定される。

2. 近隣対策にかかる費用負担

- ・事業の実施そのものについての近隣調整は管理者等に責任の所在があるものの、近隣調整の不調については、その理由が事業の実施そのものであるのか、若しくは、選定事業者による建設工事の影響であるのか、必ずしも判然としない場合が生じうると想定される。この場合には、責任の所在と費用負担について当事者間で協議を行う必要が生じるものと考えられる。

- ・なお、管理者等は、当該施設の立地条件、事業内容等の観点から、近隣住民の生活環境に相当な程度の影響を与えることがあらかじめ想定される事項については、その対応にかかる責任の所在と費用負担のあり方を入札説明書等に明記することが望ましい。

3. 第三者に対する損害賠償責任

- ・施設の建設工事により第三者に損害を与えた場合、選定事業者は当該損害を当該第三者に対して賠償する旨規定される。但し、管理者等の責めに帰すべき事由の場合には、管理者等が当該損害を当該第三者に対して賠償する旨規定される。

4. 通常避けることのできない理由による損害

- ・施設の建設工事に伴い通常避けることができない騒音等の事由により第三者に与える損害等の負担については、その他事由による負担とは別に規定が置かれることが通例である。
- ・建設工事に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を与えた場合については、その損害賠償責任が選定事業者にあるとする考え方と、管理者等にあるとする考え方がある。 P F I 事業契約の締結にあたり、当事者間で、いずれの考え方が当該選定事業に相応しいかを検討し、P F I 事業契約において適切に規定することが望ましい。但し、上記の理由が選定事業者の建設工事における善管注意義務違反を原因としている場合には、選定事業者が損害賠償責任を負うことになる。また、これらの問題は、建設工事に伴う各種調査に関する問題とも関連するため、P F I 契約上相互の規定の整合性につき留意が必要となる。(関連：2-2-3 建設工事に伴う各種調査)
- ・他の民間事業者が実施しても回避することが見込めない事由である場合、選定事業者にそのリスクを全て負担させることにつき合理的な理由が見いだせないという考え方もある。特に、事業用地を管理者等が事前に指定している場合、そのような事情は強まると思われる。しかしながら、管理者等が損害賠償を負担するとした場合、選定事業者は消極的に善管注意義務を果たすにとどまり、損害防止のために積極的に優れた技術を用いるという経済的動機付けを失う可能性があるという側面にも留意が要する。
- ・標準約款第28条第2項においては、建設工事に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下等の理由により第三者に損害を与えた場合、発注者がその損害を負担すると定められている（但し、善管注意義務を怠った場合は請負者がその損害を負担するとされる。）。その理由として、請負者が損害の負担部分を契約額の中であらかじめ留保することなどから契約金額に転嫁される結果ともなり得ることに加え、公共工事が仕様発注方式をとり、かつ、公共は工事請負契約の発注者の立場になることから、発注者たる公共が負担するとしているものと考えられる。一方、P F I 事業においては、性能

発注方式をとり、かつ、管理者等にとっては契約の相手方である選定事業者が発注者の立場になって、請負人である建設企業の間で施設の工事請負契約等が締結されるため、選定事業者が負担することも考えられる。但し、PFI事業を選定事業者に一括して委ねる者は管理者等であることを理由に、又はVE提案等の仕様発注に近い方法を採用する場合等において、管理者等が負担することも考えられる。

5. 関係法令上の責任

・以下は、PFI事業において管理者等が問われる可能性のある法律上の責任を例示したものである。

1) 公の営造物又は土地の工作物にかかる責任（国家賠償法第2条第1項又は民法第717条第1項）：国家賠償法第2条第1項において「公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責めに任ずる。」と規定されている。また、民法第717条第1項は、土地の工作物の設置又は保存の瑕疵により第三者に損害を与えた場合、かかる工作物の占有者がその損害について責任を負うとし、同項但し書は、占有者が損害の発生を防止するために必要な注意をなしていたときは、占有者は免責されて、所有者が責任を負うと定めている。

2) 共同不法行為者の責任（民法第719条）：建設工事に関し、管理者等と選定事業者の双方が共同して第三者に損害を与えた場合、管理者等と選定事業者の行為は民法第719条に規定される共同不法行為となり、被害者は、管理者等と選定事業者の各自に対して生じた損害の全額の賠償を求めることが可能である。そして、共同不法行為者の一人が被害者に全部の賠償をした場合には、他の者に対して本来負担すべき責任の割合に応じて求償権を持つことになるが、かかる損害の分担方法についてあらかじめ当事者間で合意しておくことも可能である。したがって、PFI事業契約においても、事業の委託者である管理者等と受託者である選定事業者の間における損害の分担方法についてあらかじめ合意しておくことが考えられる。

6. 第三者賠償責任保険の付保義務

・第三者に対する損害賠償については、保険による填補が経済的に合理的なリスク軽減等の手段になる選定事業が多いことから、選定事業者にかかる付保を義務付け、PFI事業契約の別紙として付保内容の明細を記載し、その内容及び基本条件につき規定することが通例である。また、被保険者として選定事業者、選定事業者と契約する建設企業、建設企業の下請企業等を含めることが可能である。（関連：6—5 保険加入義務）

3-5 第三者に与える損害（維持・管理、運営段階）

1. 概要

- ・選定事業者が行う施設の維持・管理、運営に伴い第三者に与える損害等の負担について規定される。但し、当該損害等のうち管理者等の責めに帰すべき事由により生じたものについては、管理者等がその損害を負担する旨規定される。

2. 近隣対策にかかる費用負担

- ・事業の実施そのものについての近隣調整は管理者等の責任となるものの、近隣調整の不調については、その理由が事業の実施そのものであるのか、若しくは、選定事業者による施設の維持・管理、運營業務の影響であるのか、必ずしも判然としないことも想定される。この場合には、責任の所在及び費用分担について当事者間で協議を行う必要が生じるものと考えられる。
- ・なお、管理者等は、当該施設の立地条件、事業内容等の観点から、近隣住民の生活環境に相当な程度の影響を与えることがあらかじめ想定される事項については、その対応にかかる責任の所在と費用分担のあり方を入札説明書等に明記することが望ましい。

3. 第三者に対する損害賠償責任

- ・施設の維持・管理、運營業務の実施に伴い第三者に損害を与えた場合、選定事業者はその損害を当該第三者に対して賠償する旨規定される。管理者等の責めに帰すべき事由の場合には、管理者等がその損害を賠償する旨規定される場合がある。
- ・施設の運営に伴い通常避けることができない騒音等の理由により第三者に損害を与えた場合の賠償責任についても規定される。

4. 第三者損害賠償保険への加入義務

- ・第三者に与えた損害を填補する第三者賠償責任保険に選定事業者（第三者に委託した場合は当該第三者が契約者となる場合もある）が加入する義務が規定されることが通例である。当該保険の内容及び基本条件等詳細につき選定事業者と管理者等との間での合意を必要とする場合もある。また、被保険者の範囲に選定事業者、受託・請負企業維持・管理、運営企業及びそれらの下請企業等を含めることの可否について定められる。

5. 関係法令上の責任

- ・「2-2-8 第三者に与える損害（設計、建設段階）」に解説のとおり。

3. 公共工事標準請負契約約款における関連規定

(第三者に及ぼした損害)

第二十八条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第五十一条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

3 前二項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

注)「公共工事標準請負契約約款の解説」では、この条項に関して以下のように解説されている。

5. 通常不可避な第三者損害の負担

上記のように第三者に及ぼした損害についての大原則は、請負者負担であるが、工事の施工に伴い通常避けることのできないものによって生じた損害についてまで請負者に負担させることは、請負者に過度の負担を強いることとなり適当でない。仮設、施行方法等は原則的には請負者の任意に委ねられていることと関連して、騒音、振動等により第三者に与えた損害は請負者の負担とすべきであるとの考え方もあるが、通常避けることができずかつ受忍の範囲を超えるものについてまで請負者の負担とすることは、ひいては、請負者側が保険等のあるものには保険等をかけ、保険等のないものについては自ら損害の負担部分を契約額の中で予め留保しておく必要が出てくるなど、入札額にはねかえって発注者に負担が転嫁してくることとなる。このため、第2項では、第1項の大原則に特則を設け、通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由による損害については、原則として、発注者が負担することとしている。

ここで「通常避けることができない」というのは、発注者の設計する工事目的物が当然に損害の原因となるもの及び工事の施工が通常技術的又は経済的尺度で判断して妥当な場合においても避けえないものと考えべきであり、特殊な又は一般的でない施工方法をとれば避けることができる場合でも、その旨が設計図書等に指定されていない場合には、通常避けることができない場合に該当することとなろう。また、工事を施工する地域の特殊性に応じて、発注者が特にこれらの損害の防止のため特別の施工工法等を考慮した場合においては、予定価格の積算においても配慮し、むしろその特別の施工工法等に従うことを設計図書で明らかにし、請負者に義務付けるべきであり、そのようにしてもなお防止し得ないものについて本項を適用すべきである。

(以下略)

(参考) 土木工事共通仕様書 (国土交通省関東地方整備局)

1-1-35 官公庁等への手続等

1. 請負者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2. 請負者は、工事施工にあたり請負者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。
3. 請負者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に報告しなければならない。
4. 請負者は、諸手続にかかる許可、承諾等を得たときは、その写しを監督職員に提出しなければならない。
5. 請負者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、請負者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
6. 請負者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
7. 請負者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、請負者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
8. 請負者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。請負者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
9. 請負者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

4. 実際の契約例における規定

- 第三者に及ぼした損害については、原則として選定事業者の負担とすることを規定した上で、工事の施工に伴い通常避けることができない理由により第三者に損害を及ぼしたときについては、事業契約書毎に異なっている。

①管理者負担となっているもの

- ・ 公立学校耐震化 P F I マニュアル (文部科学省)
- ・ 東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業 (国土交通省関東地方整備局)

例：東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業 事業契約書(案) (抜粋)

(本件工事中に事業者が第三者に及ぼした損害)

第 47 条 事業者が本件工事の施工に際し第三者に損害を及ぼした場合は、直ちにその状況を国に通知しなければならない。

2 前項の場合、事業者が当該第三者に対し当該損害を賠償しなければならない。ただし、当該損害（ただし、第30条第1項の規定により事業者又は施工企業が加入した保険等によりてん補された部分を除く。）が国の責めに帰すべき事由又は本件工事の実施に伴い、通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等（事業者が善良なる管理者の注意義務を尽くしても避けられなかった場合に限る。）により生じたものである場合は、国がその損害を賠償しなければならない。

②選定事業者負担となっているもの

- ・ P F I 事業における事業契約書例（国土交通省）
- ・ 東京税関大井出張所(仮称)整備等事業（国土交通省関東地方整備局）
- ・ 千葉市新港学校給食センター整備事業（千葉市）
- ・ 川井浄水場再整備事業（横浜市）

例：千葉市新港学校給食センター整備事業 特定事業契約書(案)（抜粋）

（建設工事中に乙が第三者に及ぼした損害）

第30条 「本件施設」の建設工事の施工により第三者に損害を及ぼした場合、乙は、当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

2 「本件施設」の建設工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶その他の理由により、乙が第三者に対して損害を及ぼした場合も、乙が当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。

③明確な規定がないもの（明確な規定がない場合には、原則に従い選定事業者の負担となると考えられる。）

- ・ 公務員宿舎朝霞住宅（仮称）整備事業（財務省関東財務局）
- ・ 島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業（法務省）
- ・ (仮称)仙台市新野村学校給食センター整備事業（仙台市）
- ・ 西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)整備事業（埼玉県・川越市）

例：(仮称)仙台市新野村学校給食センター整備事業 施設の設計、建設、維持管理及び運営等に関する契約書（抜粋）

第30条 （本件工事中に第三者に生じた損害）

1 事業者が本件工事を実施する過程で、又は実施した結果、第三者に損害が発生したときは、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が合理的な範囲で負担する。

管理者等と選定事業者の協議が整わない場合の措置について

1. PFI 事業契約の条項例（案）における関連規定

（維持管理・運営期間中の不可抗力）

第三十七条 第二十九条第五項に規定する完工確認書の交付後に、不可抗力により、この契約に従った維持管理・運営業務の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき又は損害が生じたときは、選定事業者は、その事実の発生後直ちに履行不能の内容及び理由並びに損害の状況を管理者等に通知しなければならない。

- 2 選定事業者は、第一項の通知を行った日以降、履行不能の状況が継続する期間中、履行不能となった業務における履行義務を免れる。
- 3 管理者等は、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応するサービス対価の支払いにおいて、選定事業者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。
- 4 管理者等は、選定事業者から第一項の通知を受けたときは、速やかに選定事業者と事業の継続又は損害の負担に関する協議を行わなければならない。当該協議において不可抗力事由発生の日から〇日を経過しても協議が整わないときは、管理者等は不可抗力の対応方法を選定事業者に通知し、選定事業者はこれに従うものとする。

（関係者協議会等）

第六十二条 第十三条第一項、第二十一条第四項、第二十三条第六項、第三十七条第四項、第三十九条第五項、第四十九条第一項又は第五十条第三項の規定に基づく協議は、関係者協議会により行う。

- 2 関係者協議会の構成及び運営に関して必要な事項は、別に定めるところによる。
- 3 管理者等又は選定事業者は、第一項に定めるところによるほか、この契約の解釈について疑義が生じた場合その他紛争の予防又は解決を図るため必要があると認められるときは、理由を示して関係者協議会の開催を請求することができる。
- 4 管理者等又は選定事業者は、前項の規定による請求があったときは、これに応じなければならない。
- 5 この契約の各条項において管理者等と選定事業者が協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合に管理者等が定めたものに選定事業者が不服があるときその他関係者協議会の協議が整わなかったときは、別に定めるところにより選任される調停人の調停により紛争の解決を図る。

(注) 第五項の規定については、調停手続の利用を義務付けない(管理者等又は選定事業者は、別に定めるところにより選任される調停人の調停により紛争の解決を図ることができる。)形としたり、あらかじめ調停手続の対象事項を特定したりすることも考えられる。

(注1) 第十三条第三項(業務要求水準書の変更)、第二十一条第四項(工事の中止)、第二十三条第六項(引渡予定日の変更)、第三十七条第四項(維持管理・運営期間中の不可抗力)、第三十九条第五項(法令変更)、第四十九条第一項(サービス対価の変更)、第五十条第三項(サービス対価の変更等に代える業務要求水準書の変更)に同趣旨の規定がある。

(注2) 資料1の第六十二条第一項の条文には誤りがあるため引用に際して修正している。

2. 契約に関するガイドラインにおける記述

5-3 不可抗力等による解除権等(抜粋)

2. 不可抗力又は法令変更による解除権の行使

- ・不可抗力の定義の考え方については「2-2-9 不可抗力による損害(設計、建設段階)」参照。
- ・不可抗力又は法令変更により、PFI事業契約等に従った建設工事業務、維持・管理業務又は運営業務の履行が不能になった場合、あらかじめ設定された業務要求水準を満たすために必要な人員若しくは器具等を追加する費用負担、業務要求水準若しくはPFI事業契約等の変更が必要な事項について、当事者間で一定の協議期間を設けて協議を行うことが規定される。
- ・一定の協議期間以内に、かかる協議について合意が成立しない場合、管理者等は不可抗力又は法令変更に対する対応方法を選定事業者に対して通知し、選定事業者がこれに従い選定事業を継続させるものとする。但し、選定事業の履行不能が永続的なものと判断される場合、又は選定事業の継続に過分の費用を要する場合など、選定事業の継続に経済合理性のない事態も想定されることから、こうした場合には管理者等は、相手方当事者の選定事業者と協議の上、PFI事業契約の一部又は全部を解除することが可能である旨規定される。
- ・なお、不可抗力等によるPFI事業契約の一部又は全部解除権を、一方の当事者たる管理者等のみが有する契約構成とするか、当事者双方が有する契約構成とするか、については検討を要する点である。(関連：2-2-9 不可抗力による損害(設計、建設段階)、3-6 不可抗力による損害(維持・管理、運営段階))

- ・不可抗力によるPFI事業契約の解除の効力については、管理者等が施設を買い受けることとし、かかる対価とその他選定事業者が生じる合理的費用を負担することが考えられる。その他合理的費用については、選定事業者が開業に要した費用及び解散に要した費用があげられる。
- ・事業用地の瑕疵及び埋蔵文化財の発見等により選定事業者の業務の履行が不能となった場合についても不可抗力等により業務の履行が不能となった場合と同様の措置がとられることと規定する場合が多い。

4. 不可抗力による損害等の分担

- ・選定事業者により不可抗力の発生による履行不能通知の発出後、管理者等が選定事業を継続することを判断し、かつ、一定の期間以内において、当該不可抗力による損害又は増加費用の負担等対応方法について上述の当事者間協議が合意に達しない場合、あらかじめ定められた損害等の負担割合等対応方法によることを管理者等が選定事業者へ通知し、選定事業者はこれに従う旨規定される。（関連：2-2-9 不可抗力による損害（設計・建設段階）及び3-6 不可抗力による損害（維持・管理、運営段階））

3. 公共工事標準請負契約約款における関連規定

（工期の変更方法）

第二十三条 工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

注 ○の部分には、工期及び請負代金額を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。

2 （略）

（注）第二十四条第一項（請負代金額の変更）、第二十五条第三項及び第七項（物価変動等に伴う請負代金額の変更）、第三十条第一項（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）、第三十四条第五項（前金払）、第三十八条第二項（部分引渡し）に同趣旨の規定がある。

「公共工事標準請負契約約款の解説」では、この条項に関して以下のように解説されている。

2 甲乙協議

平成7年の改正以前には、工期の変更は、単に「甲乙協議して定める」との規定があるのみで、どのようにして協議するのか不明確である。協議が整わない場合には暫定的な工期の変更決定も何もないまま紛争処理手続（調停、あっせん等）に移行せざるを得ない等の問題点があった。このため、本条第1項は、

工期の変更については、発注者と請負者が協議して定めるが、一定期間、協議を続けても合意に至らない場合には、発注者が工期の変更決定を行い、請負者に通知することとしている。

協議を続けるべき一定の期間については、公共約款では〇日という形にしているが、これは、例えば、1年の工事と1月の工事では、協議期間も自ずと差があるはずであり、一律に定めることが不可能なためである。実際には、個々の契約において〇に数字を記入することとなるが、協議機関が十分にとられないと発注者と請負者の対等性の確保という公共約款の主目的の1つが達せられなくなるので、本条に（注）として記載してあるように、個々の契約の工期及び請負代金額を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入しなければならない。この点については、厳に注意すべきものであり、数ヶ月を超える工期の契約については、最低でも2、3週間の期間がとられる必要があるだろう。

なお、協議が整わなかった場合には、発注者が工期の変更を決定するが、請負者は、この決定に不服がある場合には、第52条に定める調停、あっせんといった紛争処理手続きに進むことができる。

違約金の相殺決済等について

1. P F I 事業契約の条項例（案）における関連規定

（管理者等の解除権）

第五十九条 管理者等は、選定事業者が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 管理者等が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、正当な理由なく、設計又は建設工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は建設工事に着手しないとき。
- 二 （A）管理者等が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、選定事業者の責に帰すべき事由により P F I 施設の引渡しが行われないうち又は引渡し予定日経過後相当の期間内に P F I 施設を引き渡す見込みが明らかにならないと認められるとき。
（B）管理者等が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、選定事業者の責に帰すべき事由により P F I 施設が工期限内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に P F I 施設の工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。
- 三 維持管理・運營業務について業務要求水準書に従った義務の履行を行わない場合であつて、別に定めるところにより管理者等がこの契約を解除する権利を取得するに至ったとき。
- 四 その破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手續の開始その他これらに類似する倒産手續の開始を取締役会において決議したとき又は第三者の申立てによつて当該手續が開始されたとき。
- 五 この事業の遂行を放棄し、当該状態が〇日以上継続したとき。
- 六 第四十一条第一項の業務日誌又は同条第二項の業務報告書に重要な事項についての虚偽の記載をしたとき。
- 七 第六十一条又は第六十二条第三項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、管理者等が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、この契約上の義務に違反し、かつ、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、選定事業者は、次の各号に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる額を違約金として管理者等の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第三十五条第五項に規定する完工確認書の交付前に解除された場合
施設整備に係るサービス対価（施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額のサービス対価を除き、消費税及び地方消費税相当額を含む金〇円）の 10 分の〇に相当する額
 - 二 第三十五条第五項に規定する完工確認書の交付後に解除された場合
維持管理・運営に係るサービス対価のうち残存期間に相当する額（消費税及び地方消費税相当額を含む金〇円）の 10 分の〇に相当する額
- 3 前項の場合において、第六条の規定により契約保証金の納付若しくはこれ

に代わる担保の提供又は履行保証保険契約の締結が行われているときは、管理者等は、当該契約保証金若しくは担保又は履行保証保険契約の保険金をもって違約金に充当することができる。

(注1) 第一項第二号の(A)はBTO方式の事業、(B)はBOT方式の事業を前提としている。なお、運營業務の開始予定日が重視される事業では、これらに代えて、「管理者等が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、選定事業者の責に帰すべき事由により運営開始予定日に運営が開始されないとき又は運営開始予定日経過後相当の期間内に運営が開始される見込みが明らかでないとき」とすることも考えられる。

(注2) 第一項第三号の「別に定めるところ」では、モニタリングにおける減額措置や支払留保措置を講じつつ、選定事業者の義務違反の程度に応じ、改善計画書の提出、是正期間の設定等を行うことが考えられる。

(注3) 第二項第二号については、工事費残額の一定割合、解除された事業年度1年分の維持管理・運営に係るサービス対価の一定割合又は維持管理・運営に係るサービス対価総額の一定割合とすることも考えられる。事業内容及び工事、維持管理・運営のサービス対価の額に応じて判断する必要がある。

(注4) 次の規定を第四項として設けることも考えられる。

4 選定事業者は、第一項の規定に基づく解除により管理者等が受けた損害額が前項の違約金の額を上回るときは、その差額を管理者等の請求に基づき支払わなければならない。

(完工前の解除の効力)

第六十三条 管理者等は、第三十五条第五項に規定する完工確認書の交付前にこの契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。

2 管理者等は、前項の検査を行う場合において、PFI施設がこの契約、設計図書又は関係図書に適合しないと認める相当の理由があり、必要があると認めるときは、当該相当の理由を選定事業者へ通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、選定事業者の負担とする。

3 管理者等は、第一項に規定する引渡しを受けたときは、別に定めるところにより、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する施設整備に係るサービス対価を選定事業者へ支払わなければならない。この場合において、契約の解除が第五十九条第一項の規定に基づくものであるときは、管理者等は、支払うべき施設整備に係るサービス対価と第五十九条第二項の違約金を相殺することができる。

(注) 第三項の「別に定めるところ」では、管理者等が当該支払いを一括払いとするか割賦払いとするかを選択し、支払時期(割賦払いを選択する場合には、最長、当初定められたスケジュールに従って支払うものとする。)について選定事業者へ通知する旨、契約解除後の金利の決定方法を記載する。また、第三項のサービス対価と違約金の相殺については、第七十五条の直接協定に記載する。第六十五条第五項において同じ。

2. 契約に関するガイドラインにおける記述

5-5 違約金

5. 履行保証保険と違約金との調整

- ・ 施設の建設工事について管理者等を被保険者とする履行保証保険契約が締結されているときは、管理者等は、当該履行保証保険契約の保険金を受領した場合、これをもって違約金に充当する規定を設ける。これは、管理者等を被保険者とする履行保証保険を付保する場合に、管理者等が違約金と保険金を二重に受け取ることがなきよう、履行保証保険金と違約金とを調整する規定である。（関連：6-4 履行保証）
- ・ なお、選定事業者を被保険者とした履行保証保険を付保させる場合、違約金の支払いを担保するため、選定事業者が付保する履行保証保険の保険金支払い請求権に対して選定事業者の費用をもって管理者等を質権者とする質権を設定し、かつ、かかる質権設定に対して第三者の対抗要件を具備させる規定を設ける。

6. 管理者等の金銭債務と違約金との相殺決済

- ・ 選定事業者の債務不履行により管理者等が損害を被った場合、管理者等は、選定事業者に対して損害の賠償を求めることとなる。しかし、BTO方式の選定事業の維持・管理、運営段階においては、管理者等が損害賠償を有効に担保できる選定事業者の資産はない事態も想定される。この場合、管理者等が契約保証金の納付を免除し、その代替として、履行保証保険の付保を義務付けることが考えられる。（関連：6-4 履行保証）
- ・ なお、管理者等が契約保証金の納付を免除し、かつ、維持・管理、運營業務について履行保証保険が付保されていない場合においても、管理者等が損害の賠償を受けることができるように、別途選定事業者に対し負担する「サービス対価」の支払債務と選定事業者が負担する損害賠償債務を対当額につき相殺することにより、損害の賠償を確実に受けることが考えられる（民法第505条第1項）。
- ・ しかしながら、サービス対価請求債権には、融資金融機関等が質権又は譲渡担保権を設定することが通例である。サービス対価請求債権に質権又は譲渡担保権が設定されている場合、管理者等は相殺の手段によることが困難となる。すなわち、債権（サービス対価請求債権）が譲渡された場合、債務者（管理者等）が異議を留める承諾をした場合であっても、債務者が債権の譲受人（融資金融機関等）に対抗できるのは管理者等が承諾をする時点までに譲渡人（選定事業者）に対抗できる事由のみであり、管理者等が承諾をした時点以降に生じた事由を融資金融機関等に対抗することはできない（民法第467条及び第468条）。したがって、例えば、サービス対価請求債権の融資金融機関等への譲渡を管理者等が異議を留めて承諾した場合であっても、この承諾の時点以降に選定事業者の債務不履行が発生した場合、管理者等は、かかる選定事業者の債務不履行により発生した損害賠償債権と、サービス対価支払債務とを対当額で相殺することができないこととなる。ここで、サー

ビス対価請求債権が融資金融機関等に対し担保に供されている場合にも、管理者等が相殺により損害の賠償を受けるためには、サービス対価請求債権の譲渡担保等の後であっても、「サービス対価」の支払債務と選定事業者が負担する損害賠償債務を対当額につき相殺できるとし、その協議の手続きをあらかじめ定めておくことなどが考えられる。

- また、管理者等が確実に自らの債権を回収するためには、契約保証金の納付、又は、維持・管理、運營業務について履行保証保険の付保を求めるなどの措置を講じることが必要になると考えられる。
- 一方で、かかる措置は、選定事業者の資金調達の可能性や資金調達費用に影響を与える点にも留意が必要である。

遅延利息について

1. PFI事業契約の条項例（案）における関連規定（9月29日総合部会提出版）

（遅延損害金）

第六十九条 この契約に基づいて履行すべきサービス対価の支払いが遅れた場合においては、選定事業者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを管理者等に請求することができる。

2 選定事業者の責に帰すべき事由により選定事業者がこの契約に基づいて履行すべき支払いが遅れた場合においては、管理者等は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令三百三十七号）第二十九条第一項の規定に基づき財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率を乗じて計算した額の延納利息の支払いを選定事業者に請求することができる。

3 選定事業者の責に帰すべき事由により引渡予定日にPFI施設を管理者等に引渡すことができない場合においては、管理者等は、損害金の支払を選定事業者に請求することができる。

4 前項の損害金の額は、施設整備に係るサービス対価（施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額を除く。）につき、遅延日数に応じ、[]を乗じて計算した額とする。

（注1）（略）

（注2）第四項中「施設整備に係るサービス対価（施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額を除く。以下同じ。）」とあるのは、「施設整備に係るサービス対価（施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額を除く。以下同じ。）から出来形部分に相応する施設整備に係るサービス対価を控除した額」とすることも考えられる。

（注3）第四項の [] には、例えば、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第八条第一項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率」を記入する。

○ 政府が契約に基づく支払いを遅延した場合の遅延利息は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第八条第一項に基づく率（以下、率①とする。現在、年率3.6%）で計算される。

一方、国の債権についてその履行が遅延した場合の遅延利息は、国の債権の管理等に関する法律施行令第二十九条第一項に基づく率（以下、率②とする。現在、年率5.0%）で計算される。

○ 率②の対象となる「国の債権」は、金銭の給付を目的とする国の権利である（国の債権の管理等に関する法律第二条）。

○ 実際の契約においては、選定事業者の責により施設引渡しが遅延した場合の遅延損害金の利率については、率②で計算される事例が多い。

ただし、地方公共団体の事例については、上記と同様の場合に率①で計算されている事例もある。

○ また、公共工事標準請負契約約款においては、発注者と請負者が支払う施設引渡し遅延損害金の利率は、率①で統一されている。

I 選定事業者の責により施設引渡しが遅延した場合の遅延損害金の利率が、率②で計算される事例には、以下のような例がある。

- ・ 公務員宿舎朝霞住宅(仮称)整備事業（財務省関東財務局）
- ・ 東京税関大井出張所(仮称)整備等事業（国土交通省関東地方整備局）
- ・ 東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業（国土交通省関東地方整備局）
- ・ 島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業（法務省）
- ・ 千葉市新港学校給食センター整備事業（千葉市）
- ・ 西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)整備事業（埼玉県・川越市）

例：東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業 事業契約書（案）

（引渡し遅延による費用負担）

第 50 条 事業者の責めに帰すべき事由によって、対象施設等の引渡しが引渡予定日より遅延した場合、事業者は、当該遅延への対応に要する費用を負担するほか、引渡予定日から実際に対象施設の引渡しを受けた日までの日数に応じ、施設費のうち設計費及び工事費（これらの費用に係る消費税等を含む。）の金額に年 5 パーセントの割合で計算した額を違約金として国に支払わなければならない。なお国は、当該違約金を超える損害があるときは、その損害額を事業者に請求することができる。

2（略）

II 選定事業者の責により施設引渡しが遅延した場合の遅延損害金の利率が、率①で計算される事例には、以下のような例がある。

- ・ (仮称) 仙台市新野村学校給食センター整備事業 (仙台市)
- ・ 川井浄水場再整備事業 (横浜市)

例：川井浄水場再整備事業 事業契約書 (案)

(引渡しの遅延)

第67条 甲の責めに帰すべき事由により、引渡日までに乙から甲に対する新設対象施設の引渡しが行なわれない場合、甲は、引渡日から起算して実際に新設対象施設が乙から甲に対して引き渡された日までに乙が負担した合理的な増加費用を負担するものとし、当該増加費用の金額及び支払方法については、甲が乙との協議により定めるものとする。

2 乙の責めに帰すべき事由により、引渡日までに乙から甲に対する新設対象施設の引渡しが行なわれない場合、乙は、引渡日から起算して実際に新設対象施設が乙から甲に対して引き渡された日までの期間において、新設対象施設引渡までの延滞日数に応じ、施設整備費相当額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延損害金を甲に支払う。この場合の遅延損害金の計算方法は年365日の日割計算とする。

3 (略)

(参考) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (抜粋)

(支払遅延に対する遅延利息の額)

第八条 国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

国の債権の管理等に関する法律 (抜粋)

(定義)

第二条 この法律において「国の債権」又は「債権」とは、金銭の給付を目的とする国の権利をいう。

2～4 (略)

第二十六条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について履行延期の特約等をする場合には、政令で定めるところにより、担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。ただし、第二十四条第一項第一号に該当する場合、当該債権が第三十三条第三項に規定する債権に該当する場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。

2 (略)

国の債権の管理等に関する法律施行令 (抜粋)

(延納利息の率)

第二十九条 法第二十六条第一項の規定により付する延納利息の率は、財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率 (以下この条において「財務大臣の定める率」という。) によるものとする。ただし、履行延期の特約等をする事情を参酌すれば不当に又は著しく負担の増加をもたらすこととなり、財務大臣の定める率によることが著しく不適當である場合は、当該財務大臣の定める率を下回る率によることができる。

2 (略)

2. 契約に関するガイドラインにおける記述

6-3 遅延損害金

1. 概要

- ・管理者等又は選定事業者は、PFI事業契約に基づいて履行すべき支払いを遅延した場合に、未払金につき遅延日数に応じ一定の割合で計算した額を遅延損害金として相手方に支払うことが規定される。

2. 関係法令の規定

- ・会計法令等において、各当事者の債務不履行の場合における遅延利息等を契約書にて定めることと規定している（予決令第100条第1項第4号及び支払遅延防止法第4条第1項第3号（注））。したがって、管理者等が選定事業者に対して及び選定事業者が管理者等に対して支払う遅延損害金の額等について、PFI事業契約書に規定される。
- ・管理者等が選定事業者に対して支払う遅延損害金の額は、支払遅延防止法第8条に基づき財務大臣が決定する率（平成15年5月現在、年率3.6%）で計算した金額を下回るものであってはならないと定められている（支払遅延防止法第8条、政府契約の支払遅延防止に対する遅延利息の率を定める件の一部改正について（平成15年3月3日財務省告示第76号））。
- ・国の債権の管理等に関する法律において、国の金銭債権の履行の遅延にかかる賠償金その他の徴収金を延滞金という。選定事業者が管理者等に対して支払う延滞金の額は、国の債権の管理等に関する法律施行令第37条第1項に規定する財務大臣が定める率（平成15年5月現在、年率5%）で算出した額を下回ってはならないと定められている（国の債権の管理等に関する法律施行令第36条、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める件及び国の債権の管理等に関する法律施行令第37条第1項に規定する財務大臣が定める率を定める件の一部改正について（平成15年3月25日財務省告示第129号））。

（注）地方公共団体が管理者等となる場合は、当該規定は支払遅延防止法第14条の規定により準用される。

3. 公共工事標準請負契約約款における関連規定

(履行遅滞の場合における損害金等)

第四十五条 乙の責に帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

- 2 (A) 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額とする。

(注) 〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第八条の率を記入する。

- 2 (B) 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額とする。

(注) (B) は、甲が工事の遅延による著しい損害を受けることがあらかじめ予想される場合に使用する。

〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第八条の率を記入する。

- 3 甲の責に帰すべき事由により、第三十二条第二項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(注) 〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第八条の率を記入する。

紛争解決手続について

1. PFI 事業契約の条項例（案）における関連規定

（関係者協議会等）

第七十一条 第十六条第一項、第十七条第一項、第二十五条第四項、第二十九条第一項、第四十三条第四項、第四十七条第五項、第五十七条第一項又は第五十八条第三項の規定に基づく協議は、関係者協議会により行う。

2 関係者協議会の構成及び運営に関して必要な事項は、別に定めるところによる。

3 管理者等又は選定事業者は、第一項に定めるところによるほか、この契約の解釈又はこの契約に定めのない事項について疑義が生じた場合その他紛争の予防又は解決を図るため必要があると認められるときは、理由を示して関係者協議会の開催を請求することができる。

4 管理者等又は選定事業者は、前項の規定による請求があったときは、これに応じなければならない。

5 この契約の各条項において管理者等と選定事業者が協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合に管理者等が定めたものに選定事業者に不服があるときその他関係者協議会の協議が整わなかったときは、別に定めるところにより選任される調停人の調停により紛争の解決を図る。

（注）第五項の規定については、調停手続の利用を義務付けない（管理者等又は選定事業者は、別に定めるところにより選任される調停人の調停により紛争の解決を図ることができる。）形としたり、あらかじめ調停手続の対象事項を特定したりすることも考えられる。

2. PFI 事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方における関連規定

【紛争解決に関する実務上のポイント】

管理者等と選定事業者間の紛争に対しては、当事者間での協議、中立的第三者の判断、仲裁・裁判と段階的に解決のための枠組みを規定する必要がある。本規定及びその背景となる考え方のポイントは以下のとおり。

- ① 紛争を防止するために通常時からのコミュニケーションを蜜に行い、相互の信頼関係の醸成を図ることが必要である。
- ② 紛争が生じた場合は、紛争調整会議により、まず両当事者の間で紛争の解決を図る。
- ③ 紛争調整会議による協議が整わなかった場合は、紛争の内容に応じて中立的専門家を両当事者間の合意により選任し、調停する手続（中立的専門家の判断に拘束力を持たせない手続）を規定することも一つの選択肢として考えられる。